



平成 22 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 本 康 英
(コード番号 8254 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 三 宅 健 一
(TEL. 044-211-3153)

第三者割当による優先株式の発行および定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生 ADR 手続」という。)における第 3 回債権者会議において、全お取引金融機関様の合意により成立(以下「事業再生 ADR 手続の成立」という。)した当社策定の事業再生計画(以下「本事業再生計画」という。)を実施するため、本日、当社臨時取締役会(以下「本取締役会」という。)において、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」という。)との間で第三者割当による A 種優先株式(以下「A 種優先株式」という。)の引受に関する引受契約書(以下「本引受契約」という。)を締結すること、ならびに平成 22 年 3 月 23 日に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」という。)において A 種優先株式の発行に必要な定款変更案が承認されることその他法令等に基づき必要な手続きが完了していることおよび本引受契約に定める A 種優先株式の引受および給付に係る前提条件が成就していることを条件として、第三者割当の方法により横浜銀行を割当先として A 種優先株式を発行すること(以下「本件第三者割当」という。)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本事業再生計画を実施するため、本取締役会において本臨時株主総会に、本件第三者割当のために必要な第三者割当による「A 種優先株式の特に有利な価額での発行の件」および「定款一部変更の件」に加えて、「資本金の額および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件」ならびに「取締役 3 名の選任の件」を付議することを決議いたしました。

記

I. 第三者割当による優先株式発行

1. A 種優先株式の募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 22 年 3 月 31 日
(2) 発 行 新 株 式 数	1,483,036 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 500 円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	741,518,000 円
(5) 募集または割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、横浜銀行に全株割り当てる。
(6) そ の 他	詳細は別紙 1 をご覧下さい。なお、出資の目的とする財産の内容等の詳細については、本臨時株主総会後開催される取締役会において決議する予定であり、決定次第お知らせいたします。

2. 募集の目的および理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、主要取引金融機関に対して債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の方法により株式発行を行うことが不可欠であると判断し、本事業再生計画に基づく債務免除額が最も大きい横浜銀行に対して第三者割当の方法により A 種優先株式を発行することにいたしました。

本件第三者割当は、本事業再生計画実施の一環として行われるものであります。本事業再生計画の概要は、本日付で公表いたしました「事業再生 ADR 手続の成立に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本件第三者割当は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の手法を採用するため、資金の調達はなく、

A種優先株式の払込金額の総額である741,518,000円の当社の有利子負債が減少することになります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

前記のとおり、資金の調達はありません。

(3) 調達する資金の支出予定時期

前記のとおり、資金の調達はありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当による債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)は、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、事業再生 ADR 手続において承認を頂いた本事業再生計画実施の一環として行われるもので、本資金使途は当社にとって合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本件第三者割当は、本事業再生計画実施の一環として、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質を改善するという本事業再生計画の目的、当社の置かれた事業環境および財務状況ならびにA種優先株式の商品性等を総合的に考慮した上で、外部専門家の意見も参考に、本件第三者割当による債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の対象である横浜銀行が当社に対して有する複数の貸付債権の一部(合計741,518,000円)と同一の金額を払込金額としております。

A種優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、払込金額が株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる可能性が存すること、また本件第三者割当は希薄化率が25%以上となる可能性があることから、A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において承認が得られることを条件としております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。現時点において取得請求権における当初交付価額を算定する基準日が到来していないことから、A種優先株式の当初交付価額を当社普通株式の発行決議日の前営業日(平成22年1月29日)における終値(88円)と仮定して、下限交付価額(原則として、当初交付価額の70%に相当する額)を計算すると、下限交付価額は61.6円となります。下限交付価額を61.6円と仮定とした場合には、平成22年2月1日現在の当社普通株式の発行済株式総数32,286,002株に対する潜在株式数(12,037,630株)の比率は37.28%(小数点以下第3位を四捨五入)となり、また、本日付で公表いたしました「自己株式の取得および消却に関するお知らせ」のとおり、当社は、平成22年3月26日から平成22年3月31日までの期間において創業者一族から無償で当社自己株式932,860株を取得し、平成22年4月1日付で当該自己株式を消却することを予定しておりますので、平成22年2月1日現在の当社普通株式の発行済株式総数から、当該消却の対象となる自己株式932,860株を除いた発行済株式総数31,353,142株に対する潜在株式数の比率を計算すると、38.39%(小数点以下第3位を四捨五入)となります。但し、下限交付価額は当初交付価額により決定されるため、今後の株価の動向如何によっては希薄化の規模が大きく変動する可能性があり、最大の希薄化率は以下のとおり計算されます。

	平成22年2月1日現在	創業者一族から取得する自己株式を除いた場合
発行済株式総数	32,286,002株	31,353,142株
最大潜在株式数	82,390,889株	82,390,889株
希薄化率	255.19%	262.78%

(注)1 最大潜在株式数は、全ての取得請求権が最大下限価格で行使された場合において交付されるべき普通株式の数をいいます。但し、交付価額の調整による影響は考慮していません。

2 希薄化率は、(最大潜在株式総数÷発行済株式総数)×100%(小数点以下第3位を四捨五入)により算出しています。

上記のとおり、A種優先株式が普通株式に転換された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、当社が置かれた事業環境および財務状況に鑑み、当社としては、本件第三者割当は、本事業再生計画実施の一環として、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質を改善するために必須と判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成21年9月30日現在)

(1) 名	称	株式会社 横浜銀行
(2) 所	在	地 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

(3) 代表者の役職・氏名	頭取 小川 是			
(4) 事業内容	銀行業			
(5) 資本金	215,628 百万円			
(6) 設立年月日	1920年12月16日			
(7) 発行済株式数	1,361,071,054 株			
(8) 事業年度の末日	3月31日			
(9) 従業員数	4,883名(連結)			
(10) 大株主および持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)6.96%			
(11) 当事会社間の関係				
資本関係	当社が保有している割当先の株式数 948,000 株 割当先が保有している当社の株式数 1,337,000 株			
人的関係	当社監査役に割当先出身者が1名。			
取引関係	預金・借入金等			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(12) 最近3年間の経営成績および財政状態	(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年3月期 第2四半期
連結純資産	761,677	748,348	714,086	743,168
連結総資産	11,402,180	11,989,520	12,034,535	11,886,830
1株当たり純資産(円)	514.61	513.03	489.49	510.81
連結経常収益	260,784	317,949	338,729	154,256
連結経常利益	108,810	111,810	8,449	21,447
連結当期純利益	66,289	68,270	7,344	-
1株当たり当期純利益(円)	47.41	49.52	5.38	-
1株当たり配当金(円)	10.00	11.50	10.00	5.00

(2) 割当先を選定した理由

本件第三者割当は、事業再生 ADR 手続において承認を頂いた本事業再生計画実施の一環として、横浜銀行による当社支援として行われます。A種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、横浜銀行が保有する当社に対して有する貸付債権の一部であり、これにより当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善が可能となります。かかる理由により、当社は横浜銀行に対してA種優先株式を割り当てることといたしました。

(3) 割当先の保有方針

中長期的に保有する方針である意向を確認しております。当社は、横浜銀行に対しA種優先株式の発行期日から2年以内に譲渡する場合、その内容を当社に報告する旨および当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所へ報告する旨ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供される旨の確約を得る予定であります。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件第三者割当は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の手法を採用するため、払込みの確実性については問題ないと判断しております。

7. 本引受契約の前提条件

横浜銀行による本引受契約に基づくA種優先株式の引受および給付に関する主な前提条件は、以下のとおりです。

- ① 平成22年3月23日開催予定の臨時株主総会でA種優先株式の発行に必要となる定款変更およびA種優先株式の特に有利な価額による発行の決議が適法に可決されること。
- ② 当社の保有する不動産(川崎店:神奈川県川崎市川崎区小川町1番地1ほか所在)が、平成22年3月25日までに株式会社MM投資組合に対して適法かつ有効に譲渡されること。

なお、上記②の詳細は、平成21年12月9日公表の「固定資産の譲渡及びリースによる固定資産の賃借に関するお知らせ」をご参照ください。

8. 募集後の大株主および持株比率

(1) 普通株式

募集前(平成 21 年 8 月 31 日現在)		募集後
雑賀屋不動産株式会社	33.53%	同左
京浜急行電鉄株式会社	13.72%	
株式会社横浜銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	4.14%	
スルガ銀行株式会社	4.08%	
さいか屋取引先持株会	1.83%	
株式会社三越	1.82%	
清水建設株式会社	1.46%	
株式会社損害保険ジャパン	0.98%	
味の素株式会社	0.89%	
株式会社榎本武平商店	0.86%	

(注) 1 募集後の持株比率の算出にあたっては、当社が創業者一族から無償で取得の上、消却する当社自己株式の数(932,860 株)は考慮しておりません。

2 募集後の大株主および持株比率の算出にあたっては、A種優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから計算に含まれておりません。

(2) 優先株式

・A種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社横浜銀行 100%

9. 今後の見通し

本日付で公表いたしました「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 22 年 3 月 31 日付でお取引 7 金融機関から約 26 億円の債務免除を受けることに伴い、平成 23 年 2 月期第 1 四半期において債務免除益約 26 億円を特別利益に計上する見込みであり、併せて本件第三者割当増資による債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)により当社の有利子負債が 741,518,000 円減少することとなり、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして本臨時株主総会において承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円。特記しているものを除く。)

	平成 19 年 2 月期	平成 20 年 2 月期	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期 第 2 四半期
売上高	75,208,390	72,766,342	68,826,245	29,170,444
経常利益(損失△)	773,461	619,123	△187,908	△158,222
当期純利益(損失△)	282,278	△971,026	△2,681,463	△5,951,076
1株当たり当期純利益 (損失△) (円)	9.73	△33.51	△83.31	△184.98
1株当たり配当金 (円)	6.00	6.00	-	-
1株当たり純資産額(円)	285.54	225.16	127.86	△50.69

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	32,286,002 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年2月期	平成20年2月期	平成21年2月期
始 値	351 円	343 円	326 円
高 値	357 円	354 円	353 円
安 値	320 円	309 円	110 円
終 値	342 円	326 円	120 円

② 最近6か月間の状況

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
始 値	162 円	87 円	58 円	61 円	58 円	59 円
高 値	164 円	89 円	84 円	73 円	66 円	98 円
安 値	79 円	58 円	56 円	55 円	56 円	58 円
終 値	86 円	58 円	64 円	58 円	59 円	88 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成22年1月29日
始 値	69 円
高 値	98 円
安 値	69 円
終 値	88 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成20年12月17日
調 達 資 金 の 額	990,070,000 円(差引手取概算額)
発 行 価 額	309 円
募集時における発行済株式数	29,056,002 株
当該募集による発行済株式数	3,230,000 株
募集後における発行済株式総数	32,286,002 株
割 当 先	京浜急行電鉄 株式会社
発行時における当初の資金用途	設備資金及び借入金返済に充当。具体的には、設備資金として、店舗改装等による百貨店事業の競争力の強化に 450 百万円(概算額)、POSシステムやギフト配送システムの改修など、ローコスト運営を目指した構造改革のためのシステム改善に 500 百万円(概算額)を充当。残余資金については、長期借入金の返済の一部に充当。
支 出 予 定 時 期	平成21年2月以降及び平成21年度上期中
現時点における充当状況	店舗改装等による百貨店事業の競争力の強化に 520 百万円、POSシステムやギフト配送システムの改修など 225 百万円、ローコスト運営を目指した構造改革費用 198 百万円、長期借入金の返済の一部に 47 百万円を充当。

11. 今後の日程

- | | |
|------------------|------------------|
| (1)取締役会決議 | 平成 22 年 2 月 1 日 |
| (2)本引受契約締結(予定) | 平成 22 年 2 月 8 日 |
| (3)本臨時株主総会決議(予定) | 平成 22 年 3 月 23 日 |
| (4)本優先株式発行(予定) | 平成 22 年 3 月 31 日 |

II. 定款一部変更

1. 定款変更の目的

上記 I. に記載のとおりA種優先株式を発行することを可能とするため、A種優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等、所要の定款変更を行うものであります。なお、本議案に係る定款変更は、当社保有の不動産(川崎店:神奈川県川崎市川崎区小川町 1 番地 1 ほか所在)が平成 22 年 3 月 25 日までに株式会社MM 投資組合に対して適法かつ有効に譲渡されることを条件として、平成 22 年 3 月 31 日をもって効力が生じるものいたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 2 のとおりです。

3. 定款変更の日程

- | | |
|------------------|------------------|
| (1)取締役会決議 | 平成 22 年 2 月 1 日 |
| (2)本臨時株主総会決議(予定) | 平成 22 年 3 月 23 日 |
| (3)定款変更の効力発生日 | 平成 22 年 3 月 31 日 |

以 上

A 種優先株式発行要領

1. 募集株式の種類及び名称
A 種優先株式(以下「A 種株式」という。)
2. 募集株式の数
1,483,036 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 500 円
4. 募集株式の払込金額の総額
741,518,000 円
5. 増加する資本の額
1 株当たり 250 円
6. 募集方法
第三者割当の方法により、株式会社横浜銀行(以下「優先株主」という。)に全株を割当てて。
7. 出資の目的となる財産の内容及び価額
優先株主と当会社との間で締結されている金銭消費貸借契約等に基づき、優先株主が当会社に対して有する元本債権の総額 741,518,000 円。但し、出資の目的とする財産の内容及び詳細については、当会社の臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
8. 給付期日
平成 22 年 3 月 31 日
9. 優先配当金
 - (1) A 種優先配当金
当会社は、A 種株式について、平成 22 年 2 月末日を含む事業年度から平成 24 年 2 月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。
当会社は、平成 24 年 3 月 1 日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A 種株式を有する株主(以下「A 種株主」という。)又は A 種株式の登録株式質権者(以下「A 種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種株式 1 株当たりの払込金額(500 円。但し、A 種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A 種優先配当金」という。)の配当を行う。
 - (2) A 種優先配当金の額
A 種優先配当年率は、平成 25 年 3 月 1 日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
$$A \text{ 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR}(12 \text{ か月物}) + 1.00\%$$
A 種優先配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成 25 年 3 月 1 日以降の毎年 3 月 1 日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円 TIBOR(12 か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前 11 時における日本円 12 か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 12 か月物 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円 TIBOR(12 か月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 12 か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12 か月物(360 日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR(12 か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A 種株主又は A 種登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種株主又は A 種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種株式 1 株につき 500 円 (但し、A 種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。) を支払う。

(2) 非参加条項

A 種株主又は A 種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

A 種株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A 種株主は、平成 26 年 3 月 1 日から平成 49 年 2 月末日までの期間 (以下「株式対価取得請求期間」という。) 中、下記(2)に定める条件で、当社が A 種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる (以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社が A 種株式の取得と引換えに A 種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該 A 種株式に係る払込金額の総額 (但し、A 種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。) を本号に定める交付価額で除して算出される数 (小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。) とする。なお、A 種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成 26 年 3 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。以下同じ。) の平均値 (終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に相当する金額 (但し、当該金額が 9.0 円 (以下「最大下限価額」という。) 未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。) とする。但し、当社が、平成 26 年 3 月 1 日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日 (整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日) に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に相当する金額 (但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。) を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年 3 月 1 日 (以下、それぞれ「修正基準日」という。) に、当該日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株

式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額(以下「上限交付価額」という。但し、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額(但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。)(以下「下限交付価額」という。但し、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額(但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額)をもって交付価額とする。

ハ 交付価額の調整

- (a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記(v)において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以

下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合には、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当会社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(i)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(ii)本第14項又は第16項若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

15. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り

扱う。

16. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成 26 年 3 月 1 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社が A 種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得する A 種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における A 種株式 1 株当たりの取得価額は、500 円（但し、A 種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

17. 取得請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

18. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A 種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

19. その他

A 種株式の発行は、以下を前提条件とする。

イ 平成 22 年 3 月 23 日開催予定の当社の臨時株主総会で A 種株式の発行に必要となる定款変更及び A 種株式の特に有利な価額による発行の決議が適法に可決されること。

ロ 当社が保有する不動産（川崎店：神奈川県川崎市川崎区小川町 1 番地 1 ほか所在）が、平成 22 年 3 月 25 日までに株式会社 MM 投資組合に対して適法かつ有効に譲渡されること。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は 6,000 万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は 1,000 株とする。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条(現行どおり)</p> <p><u>2 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 6,000 万株</p> <p>A 種優先株式 150 万株</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>普通株式につき1,000株</u>とし、<u>A 種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>第8条～第11条 (現行どおり)</p> <p><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>(A 種優先株式)</u></p> <p>第12条 <u>当社の発行するA 種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(A 種優先配当金)</u></p> <p><u>1 当社は、A 種優先株式について、平成22年2月末日を含む事業年度から平成24年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。</u></p> <p><u>当社は、平成24年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A 種優先株式を有する株主(以下「A 種株主」という。)またはA 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式1株当たりの払込金額(500円。ただし、A 種優先株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに次項に定める年率(以下「A 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A 種優先配当金」という。)の配当を行う。</u></p> <p><u>(A 種優先配当金の額)</u></p> <p><u>2 A 種優先配当年率は、平成25年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>A 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12か月物) + 1.00%</u></p> <p><u>A 種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成25年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行</u></p>

休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円 TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前 11 時における日本円 12 か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円 12 か月物 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円 TIBOR(12 か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 12 か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR12 か月物(360 日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR(12 か月物)に代えて用いるものとする。

(非累積条項)

- 3 ある事業年度において A 種株主または A 種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

- 4 A 種株主または A 種登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第 763 条第 12 号ロもしくは同法第 765 条第 1 項 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

- 5 当社は、残余財産を分配するときは、A 種株主または A 種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 500 円(ただし、A 種優先株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。

(残余財産の分配の非参加条項)

- 6 A 種株主または A 種登録株式質権者に対しては、上記 5 のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

- 7 A 種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会における決議)

- 8 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

- 9 (1)取得請求権の内容

A 種株主は、平成 26 年 3 月 1 日から平成 49 年 2 月末日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当社が A 種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得

請求」という。)

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社が A 種優先株式の取得と引換えに A 種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該 A 種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A 種優先株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)とする。なお、A 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成 26 年 3 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が 9.0 円(以下「最大下限価額」という。)未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。)とする。ただし、当社が、平成 26 年 3 月 1 日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。)を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年 3 月 1 日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に当該日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に修正される。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の 100%に相当する額(以下「上限交付価額」とい

う。ただし、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額(ただし、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。)(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当会社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額(ただし、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額)をもって交付価額とする。

ハ 交付価額の調整

(a)当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額および下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金}}{\text{1株当たり時価}}} \right)$$

既発行普通株式数+交付普通株式数

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用する。

るものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式について株式の分割をする場合

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記(v)において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式について株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割または株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。

(d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。

(e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主またはA種登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の交付価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなければならない。

(金銭を対価とする取得請求権)

10(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、500円(ただし、A種優先株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(i)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、ならびに(ii)本第10項または第11項もしくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(普通株式を対価とする取得条項)

11 当会社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(金銭を対価とする取得条項)

12(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当会社は、平成26年3月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主またはA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、500円(ただし、A種優先株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第 <u>12</u> 条～第 <u>18</u> 条（条文省略） （新 設）</p> <p>第 <u>19</u> 条～第 <u>46</u> 条（条文省略）</p>	<p>（上記第 12 条の新設により以下の条数を繰り下げておきます。）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第 <u>13</u> 条～第 <u>19</u> 条（現行どおり） <u>（種類株主総会）</u></p> <p><u>第 20 条</u> 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>2</u> 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p><u>3</u> 第 14 条、第 15 条、第 17 条ないし第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>4</u> 第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>（上記第 20 条の新設により以下の条数を繰り下げておきます。）</p> <p style="text-align: center;">第 <u>21</u> 条～第 <u>48</u> 条（現行どおり）</p>
--	--